

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主。以下「母」という。）に対して、令和5年9月29日付けの保護却下決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法ないし不当であるから取消しを免れないとしている。

1 理由付記不備

本件処分においては、処分理由は局長通知等に根拠がある旨しか書かれていない。本件処分を争う場合、何について主張すべきか請求人には不明であり、十分な不服理由を主張することができない。また、本件処分の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。さらに、局長通知は、通常、生活保護受給者が所持しているものではないので、該当箇所を示したとしても、処分の名宛人が当該文書を確認できない限り、理由付記を求めた法の趣旨に反する。

したがって、本件処分には理由不備の違法がある。

2 処分庁の事務懈怠

本件審査請求は、令和5年7月24日の本件申請から本件処分まで約2か月が経過している。この間、請求人らは最低生活費で生活する

という非常に重要な法的権利を侵害されてきた。法の趣旨に鑑みるに、処分庁のこのような事務懈怠は到底許されるものではなく、この期に及んで本件申請を却下することは信義則に反し、権利の濫用に当たる。

3 家屋の状態について

処分庁は、本件申請に係る家屋を確認したのが相当程度過去であることを理由の一つにあげている。しかし、過去の確認において、請求人らは妥当な説明をし、かつ、担当職員の目視でその様態は確認されている。そして、その旨はケース記録に記載されている。また、当該確認時以降においても、請求人らは繰り返し住宅修繕の必要性について説明しており、担当職員が訪問すればその箇所を提示している。以上のことから、本件処分理由はその前提事実を欠き、失当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日 | 審議経過 |
|------------|--------------|
| 令和7年 1月27日 | 諮問 |
| 令和7年 3月11日 | 審議（第98回第3部会） |
| 令和7年 3月14日 | 請求人から主張書面の提出 |
| 令和7年 4月22日 | 審議（第99回第3部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した

要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 住宅扶助

法11条1項は、保護の種類として、住宅扶助（同項3号）を掲げる。

法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持するとのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その一つに「補修その他住宅の維持のために必要なもの」（同条2号）を掲げる。

生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第3・1は、補修費等住宅維持費の額（年額）は「128,000円以内」としている。

(3) 補修費等住宅維持費

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(2)・アは、保護基準別表第3・1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定することとし、当該補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすることとしている。

(4) 賃貸人による修繕義務

民法606条1項は、賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う、ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、担当職員は、令和3年9月15日、母から、請求人宅の廊下が老朽化し床が抜けそうになっている箇所があること、玄関ドアの鍵がかかり難く防犯面で不安があることを聴取したため、同年12月2日、請求人宅を訪問して当該不具合の状態を確認し（以下「令和3年12月の請求人宅の確認」という。）、その際、請求人宅は賃貸借物件であることから、民法606条1項の規定を踏まえ、母に対して賃貸人（祖母）に必要な修繕を依頼するよう助言し

たことが認められる。

担当職員が請求人宅の不具合について母から聴取した令和3年9月15日から、住宅修繕に係る保護変更申請は同日実施済みであるとし、処分庁による諾否の応答がないことを不服として請求人が提起した審査請求に係る審査請求書を処分庁が収受した令和5年5月24日までの間、処分庁が請求人宅の住宅修繕に係る保護変更申請を受けたという記録はない。その後、同年7月24日になって本件申請がなされたが、令和3年12月の請求人宅の確認から1年7か月以上を経過していることから、処分庁は、改めて請求人宅の状態を確認する必要があると判断し、担当職員が請求人宅を訪問する日時を調整していたものの、令和5年9月7日、母が担当職員の訪問は「落ち着いてからにしたい」と希望したため、請求人宅の状態を確認することができない状況が続いていることが認められる。

住宅扶助（補修費等住宅維持費）として認定することができる現に居住する家屋の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修等の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすることとされている（1・(3)）。本件においては、母の希望により、担当職員が請求人宅を訪問できず、請求人宅に必要な補修等の規模や程度を確認することができなかつたのであるから、本件申請について、局長通知第7・4・(2)・アの要件に該当するか否かの確認ができないことを理由として、補修費等住宅維持費を不支給とした処分庁の判断に不合理な点は認められず、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適正になされたものというべきである。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第3・1のとおり、本件処分通知書の理由付記には不備があり、違法である旨主張する。

しかし、本件処分通知書には、本件処分の理由や根拠が十分に記載されると認められるから、請求人の主張は本件処分の取消事由となるものではない。

(2) また、請求人は、第3・2のとおり、本件処分は本件申請から2か月が経過しており、処分庁の事務懈怠は到底許されるものではなく、この期に及んで本件申請を却下することは信義則に反し、権利の濫用に当たると主張する。

しかし、本件申請後、母と担当職員との間で、請求人宅の状態を確

認するための訪問日時の調整がされていたものの、母の希望により、担当職員は請求人宅を訪問することができず、その補修等の規模・程度を確認することができない状況が続いていたのであるから、このような状況において、本件処分が本件申請から約2か月後になされたことをもって、補修費等住宅維持費の支給を認めなかつた処分庁に信義則違反や権利の濫用があるとする請求人の主張は採用することができない。

(3) さらに、請求人は、第3・3のとおり、担当職員が令和3年12月2日に請求人宅を訪問した際、請求人らは担当職員に対して妥当な説明をし、担当職員も請求人宅の状態を確認していることなどを理由に、本件処分理由はその前提事実を欠き、失当である旨主張する。

しかし、本件処分が上記1の法令等の定めに則って適正になされたものであることは上記2で述べたとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

なお、請求人より、令和7年3月12日付けで、審理員意見書に対する主張書面が提出されたため、審査会として慎重に吟味したが、これまでの判断を覆すに足りるものと認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子